

## 管理者の不当労働行為が確定！ 「つぼ八裁判」 会社は謝罪文を掲出！！

3月18日、最高裁判所は不当労働行為救済命令取り消し請求事件（通称「つぼ八裁判」）で会社による中労委命令取り消しを求めた再上告を棄却し、現場管理者による脱退工作在不当労働行為に該当するとした中労委命令が確定しました。会社は、中労委命令に基づき、3月27日より謝罪文を本社・新幹線鉄事・東京第一、第二運輸所に掲出しています。

私たち名古屋地本は、JR東海本社に掲出された「謝罪文」を3月31日～4月4日にかけて分会組合員と共に確認してきました。

**一日一回二名まで、事前に氏名を通知、許可を得よ、  
撮影1回・・・etc.**

【会社の謝罪文】

**会社は、謝罪文の確認  
を制限してきました。  
その前に、なぜ謝罪文  
を貼り出さなければなら  
ないのか真摯に反省  
するべきです。**

2008年3月27日

ジェイアール東海労働組合  
中央執行委員長 萩原 光廣 殿

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 松本 正之

当会社新幹線鉄道事業本部東京運転所の科長が、ジェイアール東海労働組合の組合員に対し、平成3年8月19日に組合員に対する会社の働き掛けを容認するよう求め、同月22日に組合からの脱退を勧奨したことは、中央労働委員会によって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されましたので、今後このような行為を繰り返さないようにします。

**自らの不法行為 = 不当労働行為が原因  
であることを自覚せよ！！**